

答申第 641 号

平成 29 年 7 月 4 日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 1 月 12 日付けで諮問された特定会議の録音テープ等の電磁的記録  
不存在の件（その 2）（諮問第 715 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定会議の録音テープ等の電磁的記録を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年8月23日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定会議の録音テープ等の電磁的記録（以下「本件対象記録」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成28年9月2日付けで、本件対象記録は条例第3条第1項第3号及び神奈川県情報公開条例施行規則（平成12年教育委員会規則第12号）（以下「規則」という。）第2条第1号に該当するため、不存在であるとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年12月1日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに実施機関が条例第20条第3項の規定に基づき提出した資料における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 規則第2条第1号は、条例第3条第1項第3号の委任の範囲を逸脱しており無効である。また、規則第2条第1号は、誤った下級審判例の解釈に依拠しており、この解釈は最高裁判決によって否定されている。
- (2) 仮に、規則第2条第1号が無効でないとしても、本件対象記録は、次のように会議録作成の補助に用いるための記録にとどまるものではないから、行政文書から除外されない。

ア 本件対象記録には、特定会議の会議録に含まれない発言者の語気や語調、発言に対する当該会議での反応、言いよどみやニュアンス、当該特定会議

事務局による説明等が含まれず、情報量・情報内容に差異がある。

イ 本件対象記録には、前記アのとおり、特定会議の会議録によって置き換えることのできない独自の情報が多く含まれる以上、特定会議の記録を作成するための補助にとどまるものではない。

ウ よって、本件対象記録は、条例第3条第1項第3号の適用の基礎を欠き、行政文書でないということとはできない。

(3) 特定自治体では情報公開に係る審査会において、本件対象記録と同種の会議録作成のための録音テープ等の電磁的記録を公開すべきという答申が出ている。当該答申の趣旨は条例についても妥当する。

#### 4 実施機関（教育局総務室）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき提出した資料に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 教育委員会では、特定会議の会議録作成にあたっては、特定会議に係る規則に掲げる事項を記載し、同規則により指定された特定人が署名した文書をもって会議録としている。

(2) 一方、非公開とした本件対象記録は、特定会議の会議録作成の補助に用いるため、一時的に作成した電磁的記録であり、これは条例第3条第1項第3号及び規則第2条第1号に該当し、条例の対象となる行政文書には該当しないことから、行政文書の不存在を理由に非公開とした。

#### 5 審査会の判断理由

(1) 本件対象記録の行政文書該当性について

ア 条例第3条第1項本文は、行政文書について、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」との旨を規定した上で、同項第1号から第3号までに掲げるものは除くとしている。そのうち同項第3号においては、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」と規定している。

イ さらに、規則第2条柱書では、「条例第3条第1項第3号に規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。」としたうえで、同条第1号において、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」と規定している。

ウ 当審査会が確認したところ、実施機関は、本件対象記録をもとに特定会議に係る規則に掲げる事項を記載し、同規則により指定された特定人が署名した文書をもって会議録を作成していることが認められる。このことから、本件対象記録は、当該会議録の作成の補助に用いるため、一時的に録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録であることが認められる。

よって、本件対象記録は、条例第3条第1項第3号及び規則第2条第1号の規定に基づき、行政文書に該当しないと判断する。

## (2) その他

審査請求人は、本件対象記録を公開すべき理由として、本件対象記録には、特定会議の会議録と情報量・情報内容の違いが存するため、本件対象記録は、特定会議の会議録作成の補助に用いるための記録にとどまるものではない旨主張するが、条例第3条第1項第3号は、「文書又は図画の作成の「補助」に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」を行政文書から除くとしているのであって、ここに言う「補助」とは、一時的に作成した電磁的記録の用い方を規定しているものであり、情報量・情報内容の違いを規定したものでないことは文理上明らかである。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。

また、審査請求人は、本件対象記録を公開すべき理由として、他自治体の情報公開に係る審査会において、本件対象記録と同種の会議録作成のための録音テープ等の電磁的記録を公開すべきという答申が出ている旨主張するが、かかる理由をもって、条例第3条第1項第3号及び規則第2条第1号の適用が否定されるものではないことから、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

## 6 付言

審査請求人は、規則第2条第1号は、条例第3条第1項第3号の委任の範囲を逸脱しており無効である旨主張しているところ、この点、当審査会の所掌事項を定める神奈川県情報公開審査会規則第2条の規定との関係で、当審査会の所掌事項にあたるか否かについて、以下、付言する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としている。これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

そして、条例第5条各号に規定する非公開事由の該当性や行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性を判断するためには、当然に、これらの規定を定めた条例及び規則が有効であることが前提となることから、当審査会が、条例及び規則の有効性そのものを調査審議することは、その所掌事項に含まれないと解される。

したがって、規則第2条第1号が条例第3条第1項第3号の委任の範囲を逸脱しており無効であるとの審査請求人の主張について、当審査会は調査審議する立場にない。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 1 月 12 日	諮問
4 月 17 日	実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受
5 月 17 日 (第 172 回部会)	審議
6 月 9 日	審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受
6 月 21 日 (第 173 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明治大学教授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 （部会長を兼ねる）
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（平成29年7月4日現在）（五十音順）